

「経営・ビジネス・生活」のちょっとしたヒントや気になる話題など様々なお役立ち情報を発信!

💡 C-Box通信 3月号

はじめに

3月15日をもって、令和4年度の確定申告期限が終了致しました。その日をもって、われわれ会計事務所の人間は一旦ほっとするのですが、それもつかの間、つぎは3月決算が控えています。3月15日は国にとっては税収が入ってくる最高(315)の日ですが、納税者にとっては、…な日では、ないでしょうか!

また、3月13日からマスク着用の考え方の見直しが行われ、マスク着用については個人の判断に委ねるという基本方針が出されましたが、地下鉄やバスの乗客のほぼ9割以上がマスクを着用している状況となっております。

コロナでマスク、花粉症でもマスク、といったところでしょうか。では、3月のC-BOX通信をお届け致します。



今月のコラム

「ニュースの在り方について」

私 は家でほとんどテレビを観ることがなく、週末に一週間の出来事をハイライトしてくれる報道番組を観る程度です。ニュース(NEWS)という限りにおいて、新しい出来事を伝える役割を新聞やテレビをはじめとした報道機関(マスコミ)は担っているわけですが、どのマスコミも悲惨な出来事を繰り返し報道していることにほとんど嫌気がさすことが多々あります。

そして、報道の中には紛争・戦争や災害等悲惨な出来事が起こるたびに、被災者や被害者の気持ちを汲み取ることなく、インタビューを試みては、その悲惨さを伝えようとするものがありますが、その姿勢は、それを観る者にとって不快感を与えるものもあります。

一方で、そのような出来事をニュース等で繰り返し観る人間の心理の奥底には、同情はしつつも、まだ、私は「ましかも!」という気持ちや、中には「人の不幸は蜜の味」という感情がどこかに潜んでいるのかもしれない。ニュースの報道内容を観る限り、そのほとんどは、悲惨な出来事であり、明るい話題はあまりないような気がします。

随分前に聞いた話なのですが、アメリカのある社会学者が、明るい話題ばかりの報道番組を流し続ければ、犯罪等も減少し、世の中はもっと良くなると言っていたのを思い出し、ニュース(報道)の在り方を見直す必要があるのではないかと考えます。



「楽しいときはすぐに過ぎ去る」

2 月のコラムで「時間の価値」について触れてみましたが、その追記として、辛いこと、つまらないこと、どうしてもしてはいけないことをしている時間は長く感じるのに、楽しいことをしている時間はあっという間に過ぎ去ってしまうのはなぜだろうと考えてみました。

皆さん、子供の頃、外で友達と遊んでいて、あっという間に日が暮れてしまった経験はありませんか? また、素敵な人と食事をしている時や、気の置けない仲間とわいわいがやがやとやっている時に、時間を忘れてしまっていることはありませんか? だからそのような時間は「ひと時」というのかもしれない。そんな事を考えていたら、矢沢永吉の「時間よ、止まれ」が頭の中で流れて

きて、楽しい時だけ時間が止まってくれたらと思ってしまいました。

自分が辛い時、大変な時、「降り止まぬ雨はない!」「辛いことはずっとは続かない」と自分に言い聞かせますが、その反面として「楽しいときもずっと続くわけではない!」ということも自覚する必要があるのではいようね。

だから、「人生万事、塞翁が馬」「禍福は糾える縄のごとし」ということわざがあるのですね!



とある事例をもとに税務について知識を深めましょう!



いちご白書

クイック税務

今月のクイック税務は“インボイス制度”についてです。きちんと理解して考えを深めましょう!

今月のケース

インボイス制度の準備は進んでいますか その①

インボイス制度の開始まであと半年となりました。準備は進んでいますでしょうか。今回はインボイス制度の基本を振り返りながら、売手の場合と買手の場合に分けてその進捗を確認して参りたいと思います。今回は売手の場合を取り上げてみます。

インボイス制度とは

インボイス制度とは、原則として、消費税の適用税率や税額等を正確に知らせるための書類である適格請求書等(以下、インボイス)を下表のそれぞれの立場で保存する制度のことをいいます。

売 り 手	消費税の課税事業者である買手からの求めに応じてインボイスを交付し、その写しを保存 (交付できるのは、適格請求書発行事業者のみ)
買 手	仕入税額控除を適用するために交付を受けたインボイスを保存

このように、それぞれの立場で準備が異なります。

売手の場合

01 誰が交付できるのか

適格請求書発行事業者は登録制であり、消費税の課税事業者でなければ登録申請することができません。

そのため、免税事業者はインボイスを交付することはできません。

インボイスの交付を求めるのは課税事業者であることから、売る相手が消費者等であれば、適格請求書発行事業者になる必要はありません。他方、売る相手が課税事業者の場合には大抵の場合で適格請求書発行事業者になる必要が生じてきます。特に売手が免税事業者の場合は、適格請求書発行事業者になるために課税事業者となるか否かを検討する必要があります。

02 登録手続

インボイス制度の開始日(10月1日)を登録日とするためには、9月30日までに登録申請をする必要があります。

登録を済ませたら、買手に対して登録した旨や、交付するインボイスの種類などの情報を共有しておくといでしょう。

03 インボイスの準備

適格請求書発行事業者になった場合には、どの書類をインボイスとするのか検討し、準備します。インボイスには必須となっている記載内容の他、消費税の端数処理のルールなどがあります。システムを利用する場合は、写しの保存方法も含めて改修などの対応が済んでいるか、確認しましょう。

04 納税計算

売上に係る消費税額を計算する方法は、割戻し計算と積上げ計算があります。

主なチェックポイント

- 適格請求書発行事業者の検討は済み了吗か。
- 登録申請はしましたか。(いつ申請するか決めましたか)
- インボイスとする書類の決定等、準備は済み了吗か。
- 買手に対して、登録事業者となった旨やインボイスとなる書類などの情報を共有しましたか。
- 売上に係る消費税額の計算方法は決めましたか。



もっと詳しく知りたい、相談したいという方は
下記までお気軽にお問い合わせください。

税理士法人オフィスいちご
有限会社コンサルティングボックス
荻野公認会計士事務所

TEL 052-848-7145